

こうつうきかん  
交通機関ちゅうおうく えど  
(1) 中央区コミュニティバス (江戸バス)

- **内容** 区内在住の障害のある方が江戸バスを利用する際、手帳の提示で運賃が無料になります。
- **対象** 区内在住で次のいずれかにあたる方
  - ①身体障害者手帳をお持ちの方
  - ②愛の手帳をお持ちの方
  - ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- **申請方法** 申請は不要です。  
江戸バスに乗車する際に、運転手に手帳を提示してご利用ください。

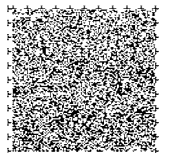
といた  
問合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

とえいこうつう むりょうじょうしゃけん わりびき  
(2) 都営交通の無料乗車券と割引

- **内容** 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方などに、都営交通（都営地下鉄、都営バス、都電、日暮里・舎人ライナー）で利用できる無料乗車券を交付しています。有効期間は3年です。
- **対象** 区内在住で次のいずれかにあたる方
  - ①身体障害者手帳をお持ちの方
  - ②愛の手帳をお持ちの方
  - ③戦傷病者手帳（特別項症～第6項症、第1款症～第5款症）をお持ちの方
  - ④被爆者健康手帳をお持ちの方で、厚生労働大臣の認定を受けた方および健康管理手当を受給している方
 ※シルバーパスをお持ちの方は対象になりません。
- **費用など**
  - ①障害のある方本人は無料です。
  - ②介護者とともに利用するとき、介護者は5割引です（都営地下鉄は身体障害者手帳第2種の方の介護者は対象となりません）。  
※介護者の方の割引については、身体障害者手帳または愛の手帳を提示して乗車券を購入してください。
  - ③定期券の購入などについては、都営地下鉄営業所または各地下鉄駅にお問い合わせください。
- **申請方法** 新規申請・更新時に次のものを持参してください。
  - ①各手帳（原爆被爆者は被爆者健康手帳と認定証または健康管理手当証書）
  - ②磁気式の無料乗車券（更新の場合）



※更新は、通用期限が切れる月の初日から手続が可能です。

※ IC カード式 (PASMO) の無料乗車券については、都営地下鉄の定期券販売所で変更・更新してください。

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係  
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

### (3) 精神障害者都営交通乗車証

- **内容** 都内在住で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に、都営交通（都営地下鉄、都営バス、都電、日暮里・舎人ライナー）で利用できる無料乗車券を東京都が交付しています。有効期間は2年です。  
※申請は、都電・都営バス・都営地下鉄の定期券販売所で行う必要があります。
- **対象** 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
※シルバーパスまたは他の障害者などの無料乗車券をお持ちの方は対象になりません。
- **費用など** ①障害のある方本人は無料です。  
②介護者とともに利用するとき、介護者は5割引です（都営バスのみ）。  
※介護者の方の割引については、精神障害者保健福祉手帳を提示してご利用ください。
- **申請方法** 23区内の都営地下鉄、都営バス、都電および日暮里・舎人ライナーの定期券販売所で次のものを持参して申請してください（詳しくは、各定期券販売所または東京都福祉局までお問い合わせください）。  
①精神障害者保健福祉手帳（コピー不可）  
②現在お持ちの無料乗車券（更新の場合）

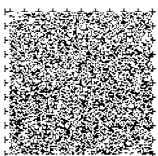
問い合わせ

東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 生活支援担当  
電話 (5320) 4464

### (4) 民営バス料金の割引

- **内容** 障害のある方が民営バスを利用する際、手帳などの提示で運賃が割引になります。
- **対象** 次のいずれかにあたる方  
①身体障害者手帳をお持ちの方とその介護者  
②愛の手帳をお持ちの方とその介護者  
③写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- **費用**

| 利用区分                                            | 利用方法        | 割引率 |
|-------------------------------------------------|-------------|-----|
| 身体障害者手帳、愛の手帳または写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳所持者が一人で利用するとき | 乗車時に手帳を提示する | 5割  |



|                                  |                           |              |
|----------------------------------|---------------------------|--------------|
| 第1種身体障害者または愛の手帳所持者が介護者とともに利用するとき | 乗車時に「心身障害者民営バス乗車割引証」を提示する | 5割（介護者も同じです） |
| 定期券を購入する場合<br>（身体障害者手帳・愛の手帳所持者）  | 購入時に「定期券割引購入申込書」を提出する     | 3割（小児定期券を除く） |

- **申請方法** しんせいほうほう 「心身障害者民営バス乗車割引証」、「定期券割引購入申込書」の交付を希望される方は、身体障害者手帳または愛の手帳を持って下記窓口でお手続きください。
- ①身体障害者手帳をお持ちの方…障害者福祉課
  - ②愛の手帳をお持ちの方（18歳未満）…東京都児童相談センター
  - ③愛の手帳をお持ちの方（18歳以上）…東京都心身障害者福祉センター

|              |                                                                                                                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>問い合わせ</b> | ①障害者福祉課 障害者福祉係<br>電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322<br>②東京都児童相談センター<br>電話 (5937) 2317<br>③東京都心身障害者福祉センター<br>電話 (3253) 2946 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (5) JR うんちん わりびき 運賃の割引

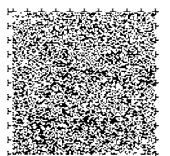
● **内容** ないよう 心身に障害のある方の運賃が割引になります。

| 対象                             | 割引対象乗車券類                | 割引率 | 備考                                                   |
|--------------------------------|-------------------------|-----|------------------------------------------------------|
| 第1種障害者とその介護者                   | 普通乗車券<br>回数乗車券<br>普通急行券 | 50% | 私鉄など他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。<br>ただし回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。 |
| 第1種障害者とその介護者または12歳未満の障害者とその介護者 | 定期乗車券<br>(小児定期乗車券を除きます) | 50% | 私鉄など他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。<br>小児定期旅客運賃については割引を適用しません。   |
| 第1種・第2種障害者が単独で利用する場合           | 普通乗車券                   | 50% | 片道の営業キロが100キロを超える場合<br>(私鉄線など他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)     |

※ JR線と私鉄線など他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※ 障害のある方と介護者をご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただけます。

● **利用方法** りようほうほう 割引のお申し出の際は、各自治体で発行する障害者手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの）が必要となります。また、列車などをご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご提示ください。



問い合わせ JR 各駅の発売窓口

## (6) 私鉄旅客運賃の割引

- **内容** JRに準じますが、会社により取り扱いが異なりますので、詳しくは各会社にお問い合わせください。

問い合わせ 私鉄各駅

## (7) 航空旅客運賃の割引

- **内容** 国内線の航空機を利用する場合には、運賃が割引になります。会社により取り扱いが異なりますので、詳しくは各会社にお問い合わせください。
- **対象** 搭乗時の年齢が12歳以上で、以下の手帳をお持ちの方および同一便に搭乗する介護者の方（1人まで）が利用できます。
  - ① 身体障害者手帳
  - ② 愛の手帳
  - ③ 精神障害者保健福祉手帳
  - ④ 戦傷病者手帳※精神障害者保健福祉手帳の有効期間が搭乗日当日に満了している場合は、当運賃は利用できません。

問い合わせ 各航空会社

## (8) フェリー旅客運賃の割引

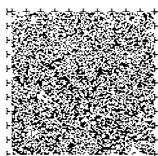
- **内容** フェリーを利用する場合は、運賃が割引になります。対象となる方、割引率、割引対象船室などについては、会社により異なります。なお、距離により割引にならない場合や、乗用車の割引を受けられる航路がある場合があります。会社により取り扱いが異なりますので、詳しくは各会社にお問い合わせください。

問い合わせ 各フェリー会社

## (9) タクシー運賃の割引

- **内容** タクシーの運賃が1割引になります。  
(精神障害者割引については、一部未実施の事業者があります)
- **対象** 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- **申請方法** 乗務員に身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳に貼付された写真を提示して、割引を申し込んでください。

問い合わせ 東京ハイヤー・タクシー協会  
電話 (3264) 8080(代)



## ゆうりょうどうりょうきん わりびき (10) 有料道路料金の割引

● **内容** 事前に区役所窓口やオンラインで割引登録申請を行い、手帳に登録済みシールが貼付されている方が高速道路などを通行する場合、通行料金の半額が割引になります。

● **対象** 次のいずれかにあたる方で、事前に区役所窓口またはオンラインで申請された方

- ①身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合
- ②手帳所持者以外の方（介護者）が、第1種の身体障害者手帳または第1種の愛の手帳をお持ちの方を乗せて、運転する場合

**(対象となる自動車)**

①**自動車を事前登録する場合（ETC無線通行（ノンストップ走行）をご利用の場合は、自動車の事前登録が必要となります。）**

次の方が所有する個人名義の車（事前登録できる車は障害のある方1人につき1台です。）

- ・本人またはその親族など（配偶者、直系血族およびその配偶者ならびに同居の親族など）
- ・障害のある方本人以外が運転する場合で、本人またはその親族などが車を所有していない場合は、障害のある方本人を日常的に介護している方

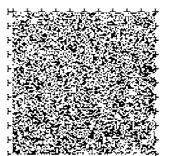
②**自動車を事前登録しない場合（料金所のETC専用レーン、スマートインターチェンジはご利用いただけません。）**

- ・知人などの所有する自動車
- ・レンタカー
- ・車検時の代車
- ・タクシー（第1種の方のみ）
- ・福祉有償運送車両（第1種の方のみ）、など

※重度の障害者（第1種）の方がタクシーなどを利用する場合は、タクシーなどの予約時または乗車時に障害者割引を利用する旨をお申し出いただき、利用可能か確認した上でご乗車ください。

※事前登録の有無に関わらず、軽トラックや外見上営業のために使用している車両、車検証の「所有者の氏名または名称」・「使用者の氏名または名称」に法人名が記載されている車両（割賦購入または長期リースを除く）などは対象になりません。

※自動車の事前登録をしている方は、②自動車を事前登録しない場合の対象車両も割引対象に含まれます。



● **申請方法** 次のいずれかの方法で申請いただけます。

①窓口での申請

次のものを持参し、区役所窓口で申請してください。

| 書類名                        | 手続き内容                    |                           | 必要なケース                           |
|----------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------------------------|
|                            | 自動車を<br>事前登録する<br>場合 (A) | 自動車を<br>事前登録しな<br>い場合 (B) |                                  |
| 障害者手帳                      | ○                        | ○                         | 常に必要                             |
| 車検証原本                      | ○                        | ×                         | 自動車を登録する場合                       |
| 割賦契約書 (ローン)<br>／リース契約書     | ○                        | ×                         | ローンまたは長期リース<br>で自動車を利用している<br>場合 |
| ETC カード                    | ○                        | ×                         | ETC 無線通行 (ノンストップ<br>走行) 利用の場合    |
| ETC 車載器セットアップ<br>申込書・証明書など | ○                        | ×                         | ETC 無線通行 (ノンストップ<br>走行) 利用の場合    |
| 運転免許証                      | ○                        | ○                         | 障害のある方本人が運転<br>する場合 (第2種の方)      |

②オンラインによる申請 (自動車を事前登録の上、ETC利用申請される方のみご利用いただけます。)

詳細については、以下のURLからご確認ください。

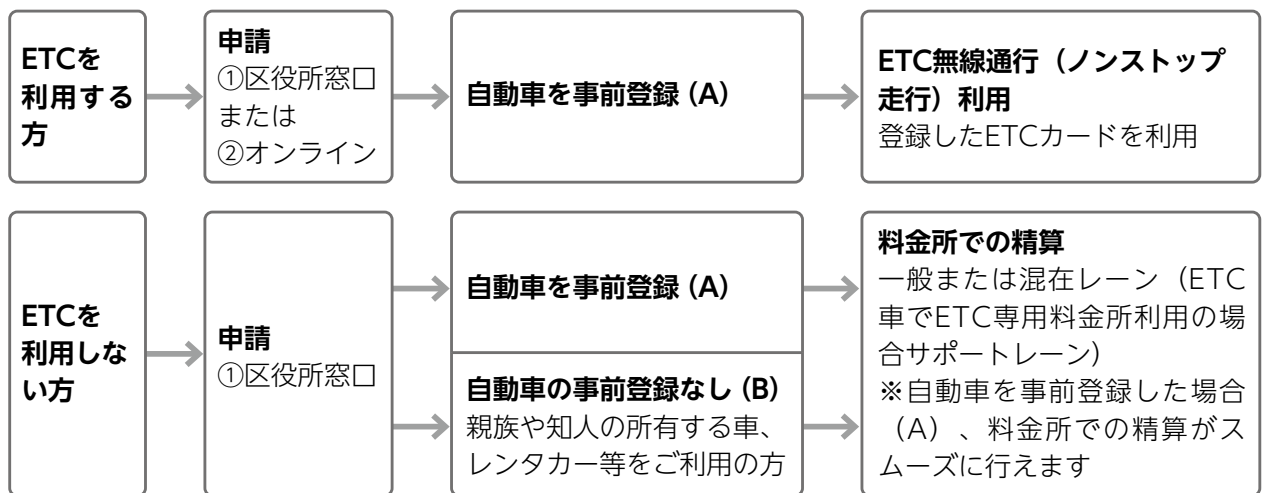
オンライン申請受付サイト

<https://www.expressway-discount.jp>

※オンライン申請には、マイナンバーカードのご用意と、マイナポータルへのご利用登録が必要です。



二次元コード



問い合わせ

有料道路 ETC 割引 登録係

電話 045(477)1223 (平日午前9時～午後5時)

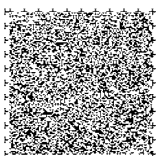
首都高速道路株式会社ホームページ

[https://www.shutoko.jp/fee/discount/plan\\_8/](https://www.shutoko.jp/fee/discount/plan_8/)

(提出先)

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



(11) NHK テレビ受信料の免除

● **内容** 障害の程度により、NHK テレビ受信料が全額免除または半額免除になります。

● **対象** (全額免除)

障害のある方がいる世帯で世帯員のすべての方が市町村民税（特別区民税含む）を課税されていない場合

(半額免除)

- ① 視覚または聴覚の障害のため身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
- ② 身体障害者手帳 1・2 級をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
- ③ 愛の手帳 1・2 度をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
- ⑤ 戦傷病手帳をお持ちで特別項症・第 1 款症の方が世帯主で受信契約者の場合

● **申請方法**

- ① 「放送受信料免除（全額・半額免除）申請書」の交付を受けます。  
印鑑と障害者手帳を持って、障害者福祉課へ申請してください。  
※全額免除の場合、区外から転入した方は、前住地の区市町村で発行する世帯構成員全員の住民税非課税証明書が必要な場合があります。
- ② 交付された「放送受信料免除（全額・半額免除）申請書」をNHK首都圏局東京中央オフィスまたは、受信料担当者に提出してください。

といた  
問合わせ

NHK 首都圏局 東京中央オフィス  
〒150-0041 渋谷区神南 1-6-12 渋谷コロバンビル 2F  
電話 (5456) 2141 (平日午前 10 時～午後 5 時)  
(提出先)  
障害者福祉課 障害者福祉係  
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(12) 水道・下水道料金の免除

● **内容** 申請に基づき、水道料金は基本料金と 1 カ月あたり 10 立方メートルまでの料金が、下水道料金は 1 カ月あたり 8 立方メートルまでの料金が免除されます。

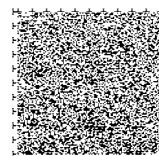
● **対象** 特別児童扶養手当を受けている方

● **申請方法** ① 水道局営業所の窓口で申請される方

上記手当の受給証書・印鑑・最近の領収書などをご持参ください。

② 郵送により申請される方

中央区で受給確認印を受けた「水道料金・下水道料金免除申請書」、もしくは「水道料金・下水道料金免除申請書」に必要事項を記入し、受給証書の写しを同封のうえ、下記の水道局営業所へ郵送してください。



※「水道料金・下水道料金免除申請書」は、区障害者福祉課および水道局営業所にあります。

問い合わせ

東京都水道局 千代田営業所  
〒101-8523 千代田区内神田 2-1-12  
電話 (5298) 5351 FAX (3254) 0207

(13) 粗大ごみなどの処理手数料の減免

● **内容** 粗大ごみなどの処理を申し込むときに必要書類を提出すると手数料が減免されます。

● **対象 (免除)**

- ①天災やその他大きな災害を受けた方
- ②生活保護を受けている方
- ③児童扶養手当を受けている方
- ④特別児童扶養手当を受けている方
- ⑤老齢福祉年金を受けている方

**(減額または免除)**

- ⑥火災などの災害を受けた方 (①に該当する方を除く)
- ⑦その他特別な理由があると認められた方

● **申請方法**

粗大ごみについては、事前に粗大ごみ受付センターに電話などでお申し込みください。その他の廃棄物などについては、中央清掃事務所にお問い合わせください。

**(粗大ごみ申込)**

粗大ごみ受付センター  
電話 (5296) 7000  
※令和6年3月以降は (6833) 2525  
(受付時間：月曜日～土曜日 午前8時～午後7時)

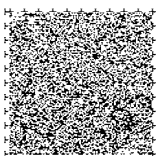
問い合わせ

中央清掃事務所  
〒104-0031 京橋 1-19-6  
電話 (3562) 1521 FAX (3562) 1504

(14) 郵便料金の減免

● **内容** 障害のある方への郵便物や、障害者団体発行の郵便物で、料金が減免になるものがあります。詳しくは各郵便局にお問い合わせください。

| 郵便物の種類                                  | 内容  |
|-----------------------------------------|-----|
| 点字郵便物および盲人用録音郵便物 (特定盲人施設の発受するもの) で開封のもの | 無料  |
| 点字ゆうパック、心身障害者用ゆうメール (図書館の発受する図書) など     | 低料金 |
| 心身障害者団体発行の第三種郵便物 (承認条件があります)            | 低料金 |





|       |        |           |            |                 |
|-------|--------|-----------|------------|-----------------|
| 問い合わせ | 晴海郵便局  | 〒104-8799 | 晴海 4-6-26  | 電話 0570(943)844 |
|       | 日本橋郵便局 | 〒103-8799 | 日本橋 1-18-1 | 電話 0570(943)301 |
|       | 京橋郵便局  | 〒104-8799 | 築地 4-2-2   | 電話 0570(943)844 |
|       | 銀座郵便局  | 〒100-8799 | 銀座 8-20-26 | 電話 0570(943)914 |

## (15) はがきの無料配布 (青い鳥はがき)

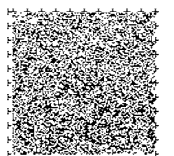
- **内容** 4月1日～5月31日の期間で対象の方からの申し出により、お一人につき指定のはがきの中から、1種類を20枚差し上げます。
- **対象** 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度（療育手帳A）をお持ちの方
- **申請方法** 身体障害者手帳または愛の手帳（療育手帳）を窓口へお持ちいただくか、最寄りの郵便局に郵送で申請してください。

|       |        |           |            |                 |
|-------|--------|-----------|------------|-----------------|
| 問い合わせ | 晴海郵便局  | 〒104-8799 | 晴海 4-6-26  | 電話 0570(943)844 |
|       | 日本橋郵便局 | 〒103-8799 | 日本橋 1-18-1 | 電話 0570(943)301 |
|       | 京橋郵便局  | 〒104-8799 | 築地 4-2-2   | 電話 0570(943)844 |
|       | 銀座郵便局  | 〒100-8799 | 銀座 8-20-26 | 電話 0570(943)914 |

## (16) 電話番号案内の無料利用 (ふれあい案内)

- **内容** 電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障害および精神障害のある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。
- **対象**
  - ① 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方
    - ・ 視覚障害 1～6級
    - ・ 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1・2級
    - ・ 聴覚障害 2・3・4・6級（1級・5級はなし）
    - ・ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 3・4級（1級・2級はなし）
  - ② 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害がある方
    - ・ 視覚障害 特別項症～第6項症
    - ・ 肢体不自由（上肢） 特別項症～第2項症
    - ・ 聴覚障害 第2項症、第4項症
    - ・ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 第1項症、第2項症、第4項症
  - ③ 愛の手帳をお持ちの方
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 問い合わせ | ふれあい案内専用フリーダイヤル                |
|       | 電話 0120-104174 FAX 0120-104134 |



## (17) 住民票・課税 (非課税) 証明書の手数料免除

- **内容** 区市町村・官公署に提出する各種手当・年金などの申請に必要な住民票や課税 (非課税) 証明書の手数料が免除になる場合があります。申請の窓口が住民票あるいは課税 (非課税) 証明書の窓口にお尋ねください。
- **申請方法** 交付の際は本人確認できるものの提示が必要です。障害者手帳や運転免許証などを持参してください。

### 問い合わせ

#### (住民票)

区民生活課 住民記録係

電話 (3546) 5320 FAX (3546) 9557

日本橋特別出張所 区民係

〒103-8360 日本橋蛸殻町 1-31-1 日本橋区民センター 1 階

電話 (3666) 4253 FAX (3666) 4250

月島特別出張所 区民係

〒104-8585 月島 4-1-1 月島区民センター 1 階

電話 (3531) 1153 FAX (5560) 1987

#### (課税 (非課税) 証明書)

税務課 収納係

電話 (3546) 5276 ~ 5278 FAX (5565) 3957

日本橋特別出張所 地域活動係

電話 (3666) 4251 (代) FAX (3666) 4250

月島特別出張所 地域活動係

電話 (3531) 1151 (代) FAX (5560) 1987

## (18) 総合スポーツセンター・月島スポーツプラザ・築地社会教育会館 スポーツ施設の無料入場

- **内容** 各施設の窓口で、「中央区立スポーツ施設等区民無料利用証」を提示することで、以下のスポーツ施設に無料で入場できます。

- ・総合スポーツセンター

温水プール、トレーニングルーム、ゴルフ練習場、個人利用種目 (卓球など※)

※卓球、バスケットボール、バドミントン、柔道・合気道、剣道、拳法、リズム体操、ニュースポーツ、弓道、アーチェリー、ビームライフル、エアライフル

- ・月島スポーツプラザ

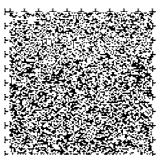
温水プール

- ・築地社会教育会館

卓球室、トレーニング室

- **対象** 区内在住で、次のいずれかにあたる方

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方



※上記①～③の手帳をお持ちの方1名につき、1名の介護者も無料で入場  
できます。

●費用  
●申請方法

無料  
各施設の窓口で手帳を提示し、「中央区立スポーツ施設等区民無料利用  
証」の申請を行ってください。

問い合わせ

総合スポーツセンター  
〒103-0007 日本橋浜町 2-59-1  
電話 (3666) 1501 FAX (3666) 1503  
月島スポーツプラザ  
〒104-0052 月島 1-9-2  
電話 (3534) 5883 FAX (3534) 5886  
築地社会教育会館  
〒104-0045 築地 4-15-1  
電話 (3542) 4801 FAX (3542) 3696

(19) 中央小学校・日本橋小学校・月島第三小学校 温水プールの無料入場

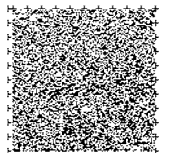
●内容 プールの窓口で「中央区立スポーツ施設等区民無料利用証」を提示するこ  
とで、中央小学校・日本橋小学校・月島第三小学校の温水プールに無料で  
入場できます。

●対象 区内在住で、次のいずれかにあたる方  
①身体障害者手帳をお持ちの方  
②愛の手帳をお持ちの方  
③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
※上記①～③の手帳をお持ちの方1名につき、1名の介護者も無料で入場  
できます。

●費用 無料  
●申請方法 プールの窓口で手帳を提示し、「中央区立スポーツ施設等区民無料利用証」  
の申請を行ってください。

問い合わせ

中央小学校  
〒104-0043 湊 1-4-1  
※開放時間帯のみ 電話 (3206) 0035  
日本橋小学校  
〒103-0013 日本橋人形町 1-1-17  
※開放時間帯のみ 電話 (3668) 2378  
月島第三小学校  
〒104-0053 晴海 1-4-1  
※開放時間帯のみ 電話 (3531) 7860  
(開放時間帯以外のことはスポーツ課へお問い合わせください)  
スポーツ課 体育施設係  
電話 (3546) 5529 FAX (3546) 9561



## (20) 都立公園などの無料入場

● **内容** 心身に障害のある方が、有料の都立公園などを利用する場合には、無料で入園できます。

● **施設名** 旧岩崎邸庭園・旧芝離宮恩賜庭園・旧古河庭園・清澄庭園・小石川後楽園・殿ヶ谷戸庭園・浜離宮恩賜庭園・向島百花園・六義園・井の頭自然文化園・恩賜上野動物園・葛西臨海水族園・神代植物公園・多摩動物公園・夢の島熱帯植物館

※全ての施設で車いすの貸し出しを行っています。

● **対象** 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付き添いの方（付き添いは必要な範囲に限る）

● **申請方法** 入場のときに手帳を提示してください。

### 問い合わせ

各公園事務所の窓口で申し込んでください。  
東京都建設局 公園緑地部 公園課  
電話 (5320) 5376・5377 FAX (5388) 1532

## (21) 都立公園駐車場の無料利用

● **内容** 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、都立公園の有料駐車場を利用する場合には、無料で利用できます。

● **施設名** 代々木公園・木場公園・砧公園・上野恩賜公園・水元公園・東綾瀬公園・井の頭恩賜公園・小金井公園・石神井公園・神代植物公園・光が丘公園・野川公園・葛西臨海公園・駒沢オリンピック公園・府中の森公園・夢の島公園・舎人公園・潮風公園・篠崎公園・大泉中央公園・城北中央公園・武蔵野公園・蘆花恒春園・武蔵国分寺公園・武蔵野の森公園・大島小松川公園・汐入公園・赤塚公園・宇喜田公園・浮間公園・中川公園・和田堀公園・武蔵野中央公園・高井戸公園・六仙公園

● **申請方法** 手帳を提示するか、使用料免除申請書を提出してください。  
公園駐車場で直接申し込んでください。

### 問い合わせ

公益財団法人東京都公園協会  
公園事業部 営業課 駐車場担当  
電話 (3232) 3138

## (22) 携帯電話料金の割引

● **内容** 携帯電話の基本使用料や各種サービス料金が割引になります。会社により取り扱いが異なりますので、詳しくは各会社にお問い合わせください。

● **対象** 下記いずれかの手帳をお持ちの方

- ①身体障害者手帳
- ②愛の手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳

### 問い合わせ

各携帯電話会社

